

2025年2月10日
イオン・アリアンツ生命保険株式会社

令和7年2月4日からの大雪による災害により被害を受けられたご契約者さまへ

令和7年2月4日からの大雪による災害により被害を受けられたご契約者さまに、心よりお見舞い申し上げます。

イオン・アリアンツ生命では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまからお申出をいただいた場合、保険料の払い込みや保険金のお支払いなどについて、特別なお取扱いをさせていただきます。

記

1. 保険料の払い込みに関する期間の延長
お申し出により、保険料の払い込みについて猶予する期間を延長(最長6ヵ月間)いたします。
2. 保険金・給付金請求手続きの簡易取扱い
お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易な取扱いをいたします。

詳細につきましては、下記にてお問合せ、ご相談を承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問合せ先】

カスタマーサービスセンター

0120-553-603 年中無休

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～19:00

土・日・祝日 9:00～17:00

【災害救助法の適用状況】

災害救助法適用地域および詳細状況につきましては、内閣府ホームページの「災害救助法の適用状況」をご参照ください。

(リンク)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上